

東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故に係る被災住宅用地の
代替土地に対する固定資産税の減免申告書

年 月 日

柏崎市長 様 〒

申告者の住所 _____

申告者の氏名（名称） _____ (印)

電話 _____ - _____

東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により退去避難実施状況が警戒区域設定指示区域における状況に準ずる区域と市長が公示した区域内の家屋の敷地の用に供されていた土地に代わる土地を取得したので、新潟県柏崎市税条例附則第 28 条の規定に基づく減額について、次のとおり申告します。

納税義務者	住 所			
	氏名又は名称	認定対象区域外住宅用地の所有者との関係 ()		
住宅用地代替	所在地	柏崎市		
	地 目		地 積	m ²
	共有持分		取得年月日	
他市町村への申告の有無		なし あり（平成 年 月 日申告 市町村）		

認定対象区域外住宅用地	所有者の住所			
	所有者の氏名又は名称			
	所在地			
	地 目		地 積	m ²
	共有持分			
地に所在した家屋	所有者の住所			
	所有者の氏名又は名称			
	所在地	(家屋番号:)		
	種 類		床面積	m ² 共有持分

1 「認定代替住宅用地」とは、東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故に係る退去又は避難実施状況が警戒区域設定指示区域における状況に準ずる区域として市長が公示した区域内に所在した家屋の敷地の用に供されていた土地（「認定対象区域外住宅用地」という。）に代わる土地をいいます。

2 「認定対象区域外住宅用地に所在した家屋」とは、退去避難実施状況が警戒区域設定指示区域における状況に準ずる区域として市長が公示した区域内に所在した家屋をいいます。

減免の適用要件、必要な添付書類については、裏面を御覧ください。

減免の内容と適用要件

認定代替住宅用地に係る固定資産税の減免の内容と適用にあたっての要件は、次のとおりです。

1 減免適用対象者

- (1) 認定対象区域外住宅用地の所有者（対象区域内住宅用地が共有物の場合は、その持分を有する者も含む。以下「従前土地所有者」という。）
- (2) 従前土地所有者に相続があったときにおけるその相続人等
- (3) 従前土地所有者の3親等内の親族で認定対象区域外住宅用地の代わりに取得された土地の上に新築される家屋に従前土地所有者と同居する予定であると市長が認める者
- (4) 従前土地所有者が法人である場合において、当該法人が合併により消滅したときにおけるその合併に係る合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は当該法人が分割により認定対象区域内住宅用地に係る事業を継承させたときにおけるその分割に係る法人税法第2条第12号の3に規定する分割承継法人

2 認定対象区域外住宅用地要件

退去避難実施状況が警戒区域設定指示区域における状況に準ずる区域となった日として市長が公示した区域内に所在した家屋の敷地として使用していた土地

3 減免対象土地要件

認定対象区域外住宅用地の代わりとして取得した土地（当該住宅用地に代わるものであると市長が認めるものに限る。以下「認定代替住宅用地」という。）

4 取得期間

退去避難実施状況が警戒区域設定指示区域における状況に準ずる区域でなくなった日として市長が公示により定めた日から起算して3月を経過する日までの間に取得された土地

5 減免の内容

当該取得された土地が新たに固定資産税を課されることとなった年度、翌年度又は翌々年度に係る当該土地に対して課する当該各年度分の固定資産税について当該各年度分の固定資産税額から当該認定対象区域外住宅用地を地方税法附則第56条第13号に規定する対象区域内住宅用地とみなして同項の規定を適用し計算した場合における固定資産税額に相当する額を控除した額を、それぞれ各年度分の固定資産税額から減額する（家屋又は構築物の敷地の用に供されている土地は、除く。）

添付書類

- 1 認定対象区域外住宅用地及び認定代替住宅用地の所有者の氏名及び住所、対象区域外住宅用地及び認定代替住宅用地の所在地を記載した書類並びに対象区域外住宅用地を退去避難実施状況が警戒区域設定指示区域における状況に準ずる区域となった日として市長が公示により定めた日において当該認定対象区域外区域に所有していた旨を証する書類
- 2 認定対象区域外住宅用地を確認できる書類及び認定代替住宅用地を住宅用地として使用する予定であることを約する書類 「平成23年度固定資産証明書」、誓約書 等
- 3 認定対象区域外住宅用地の面積及び認定代替住宅用地の面積を証する書類 「登記済通知書」等
- 4 認定代替住宅用地の所有者が、従前土地所有者の相続人であることを証する書類 「戸籍謄本」(写)
- 5 従前土地所有者の3親等内の親族で認定代替住宅用地の上に新築される家屋に従前土地所有者と同居する予定である者の場合 「戸籍謄本」(写)「住民票」(写)「従前土地所有者と同居する予定であることを約する書類」
- 6 合併後存続する法人、合併により設立された法人であることを証する書類 「法人の登記簿謄本」(写)
必要に応じて、上記以外の書類を提出していただく場合もあります。
必要に応じて、認定対象区域外住宅用地の所在する市町村へ問い合わせさせていただく場合があります。